

第6章 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

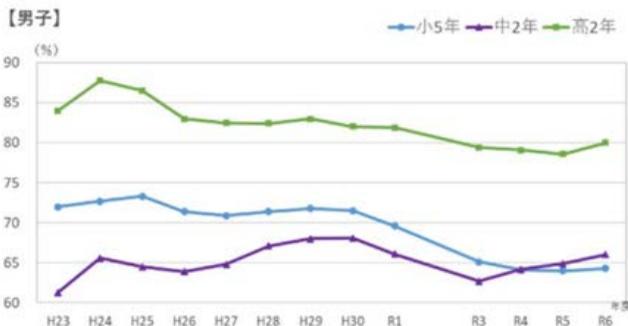
第1 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進

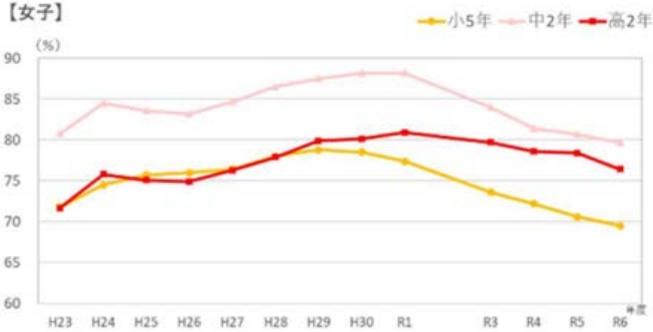
1 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進

(1) 東京都統一体力テストの実施

平成23年度から、都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を実施している。毎年5・6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で、東京都全体で5・6月に体力テストを実施している。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、希望制により実施）

体力総合評価C以上（A+B+C）の割合の折れ線グラフ





(2) 体育健康教育推進校の指定

学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その成果を普及することをねらいとして、体育健康教育推進校を設置している。

・令和6年度：53校（園）

(3) エンジョイ・スポーツ・プロジェクト

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）を対象として、専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を促すことを通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力の向上を図ることを目的とし、実施している。

・令和6年度：12校

2 特別支援学校における取組の充実

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

平成30年度から、全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定し、障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の充実を図るとともに障害者スポーツを通じた交流活動の充実を行っている。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、生徒の個性や能力の伸長を図っている。

3 部活動の地域連携の推進

(1) 部活動指導員の配置・活用

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

- ・令和6年度：都立学校 200校1,370名
公立中学校 402校1,052名

(2) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援

中学校の部活動において、外部指導者を積極的に配置し、専門的な技術指導等による部活動の質の向上と教員の負担軽減を促進する。

4 部活動の地域移行の推進

(1) 部活動の地域展開

ア 都立中学校等の部活動における地域連携・地域移行促進事業

部活動の地域展開に向けて、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に使用するための方法、円滑な教員等の兼業・兼職等について取り組み、都立中学校における地域クラブ活動としての在り方を検証する。

イ 中学校等における地域連携・地域移行に関する補助事業

都内公立中学校における部活動の地域クラブ活動への移行に係る経費の一部を補助し、区市町村の地域移行に関する取組を支援している。

ウ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」により委託された事業で、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図っている。

第2 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進

1 健康教育の推進

(1) がん教育の推進

平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置し、有識者の意見を踏まえ、「がん教育リーフレット」を作成して全公立学校に配布している。また、がん教育における外部講師との連携体制の在り方について検討し、平成30年5月に、同協議会提言をまとめるなどして、学校におけるがん教育を推進している。

(2) 性教育の推進

学校における性教育は、学習指導要領に基づき、年間指導計画を作成し、児童・生徒の発達段階を踏まえ組織的・計画的に実施している。また、都教育委員会は、「性教育の手引」（平成31年）を全公立学校に作成・配布し、各学校における性教育の適切な実施を支援している。

2 食育の推進及び給食管理の支援

(1) 栄養教諭の配置等による食育の推進

ア 栄養教諭の配置拡大

学校では、食育リーダーを中心とした食育推進チームを設置し、食に関する指導の全体計画に基づいて、学校全体で食育を推進している。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っており、平成20年度から、各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成25年度からは複数配置を行い、食育の推進を図っている。食育リーダーへの指導・助言を充実させ、教科等間の連携を図りながら、学校給食を「生きた教材」として活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の増加策を講じている。

- ・令和6年度：栄養教諭 87人

イ 地場産物等を活用した食育の実践

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物等（東京産食材・国産食材）を活用した食育が有効である。栄養教諭が配置地区で継続して地場産物等を活用した食育の実践等を行い、地区全体の食育の充実を図るよう支援している。

なお、農地のない都心部の学校等においても地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜を活用した食育が推進されるよう支援している。

(2) 各種研修を通じた食育の推進

ア 経験に応じた研修

採用からの経験順に、学校栄養職員新規採用者等研修、経験者前期（6年次）研修、経験者後期（10年次）研修を実施している。

また、令和3年度からは、地場産物等を活用した学校給食と給食の時間における食に関する指導の実践例等を、栄養教諭及び学校栄養職員経験者研修において実施している。

イ 専門実務に関する研修

学校栄養職員・栄養教諭・区市町村教育委員会事務局を対象とした、学校栄養職員等研修（時宜に合った課題への対応力を身につけるためのテーマを選定）、学校給食安全・衛生管理研修（食品衛生・食物アレルギー対応・安全管理等）を実施している。

令和6年度学校栄養職員等研修のテーマ：食品表示、給食時間における食に関する指導

ウ 食育に関する研修

新規採用及び2年次の栄養教諭に対し、東京都の栄養教諭として必要な知識の習得や食育の実践的な指導力を養うため、新規採用栄養教諭等実践研修を実施している。

また、管理職を含む学校給食・食育に係る学校関係者等（教職員、区市町村教育委員会学校給食担当者等）に対し、食に関する実践的な指導力を育成するため、食に関する指導研修会を実施している。

(3) 学校給食の管理に関する支援

食中毒発生の防止や食物アレルギーなどへの適切な対応ができるよう、各種研修及び情報提供等を行っている。また、衛生管理など給食管理について、区市町村への指導・助言を行っている。

3 アレルギー疾患対策の推進

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年度）等に基づいた各学校での取組が、円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできている。

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

アレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭、アドレナリン自己注射薬携帯児童・生徒の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員や管理職

を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施している。

- ・令和6年度研修実施状況：教職員 動画配信 4,547人、学校栄養職員 3回 889人

第3 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

1 安全教育の推進

(1) 「安全教育プログラム」の作成及び活用の推進

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図るために、「安全教育プログラム」を作成し、都内公立学校の全ての教員に、配信している。

(2) 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、都内公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校（園）を指定している。

(3) 関係機関と連携した安全教育の充実

都民安全総合対策本部や警視庁と連携した交通安全教育に関する取組や、東京消防庁と連携した防災教育の取組など、関係機関と連携した安全教育の充実を推進している。

2 防災教育の推進

(1) 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の配信

学校・家庭及び地域が一体となった防災教育の一層の充実のため、全都の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒対象に、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を「安全教育・防災教育ポータルサイト」にて配信し、活用を促進している。

イ 防災意識啓発事業

防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用及び防災施設における防災体験として、小学生及び中学1年生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」を実施し、児童・生徒の防災への意識啓発を図っている。

(2) 「防災士養成講座」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の醸成や、地域減災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成している。

(3) 都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」の実施

全ての都立高等学校（全日制課程）等において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、生徒が自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や、他者や地域の安全を支える能力を育成している。

3 生命（いのち）の安全教育の推進

(1) 生命（いのち）の安全教育の推進

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校において生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を推進している。

4 特別支援学校における安全教育の推進

(1) 全都立特別支援学校での地域・関係機関等と連携した防災訓練の実施

全ての都立特別支援学校において、避難が長期化したことを想定し、障害の状態や地域の実情等に応じた防災学習、備蓄品の利用体験、地域と連携した避難所運営などの訓練を実施している。

(2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

知的障害のある児童・生徒の通学時における安全確保のため、位置検索システム機器等の活用による実践研究の成果をまとめた指導資料を活用し、全ての都立特別支援学校の安全確保体制の構築を進めている。